楽天生命ウェルスマイル

(健康還付型医療保険(払戻金なし) [無配当])

契約概要

注意喚起情報

ご契約のしおり一約款(抜粋)

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認していただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。

「契約概要」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。支払事由の詳細や制限事項等やご契約の内容に関する事項の詳細については、「ご契約のしおり – 約款」に記載していますのでご確認ください。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約の申込みに際して特に注意していただきたい事項や、お客さまにとって不利益となる事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。 ご契約の内容に関する事項については、「ご契約のしおり – 約款(抜粋)」にも記載していますので、あわせてご確認ください。

ご契約のしおり一約款(抜粋)

「ご契約のしおり – 約款(抜粋)」は、ご契約にともなう大切なことがらを記載した「ご契約のしおり – 約款」の抜粋ですので、申込みの前に必ずお読みください。「ご契約のしおり – 約款」はご契約後に契約者様専用サイト(マイページ)からダウンロードできます。また、当社ホームページ(https://www.rakuten-life.co.jp/)でもご覧いただけます。

Rakuten 楽天生命

目次

■契約概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
■注意喚起情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
■ご契約のしおり-約款(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	g
ご契約にあたって(お願いとお知らせ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
保険料率、保険料の還付について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
給付金等の請求・お支払いについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
保険料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
ご契約後について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
約款別表 •••••••	30
別表 2 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
別表 20 対象となる身体障害の状態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
別表 28 健康区分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
別表 29 還付率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33

●契約概要●

特徴

- ◇病気やケガによる入院、退院後の在宅医療、手術、放射線治療等に備える医療保険です。
- ◇告知の内容により適用される保険料率が異なります。
- ◇毎年受診する健康診断の結果に応じて、保険料の一部を還付します。
- ◇死亡時の保障および解約した場合の払戻金はありません。

しくみ・ご契約例

以下は代表的な事例です。お申込みいただく内容については、申込書等でご確認ください。

<標準体保険料率の場合>

主契約:健康還付型医療保険(払戻金なし)

入院給付金額:10万円

保険期間・保険料払込期間:10年

保険料払込方法:月払(クレジットカード扱または口座振替扱)

ご契約を更新した場合、更新後の保険料は 更新時の年齢および保険料率により計算し ます。(一般的に被保険者の年齢が高いほ ど、保険料は高くなります。)

健康診断の結果に応 じ、その健康診断を受 診した保険年度(*1) に払込んだ保険料の 毎年の健康診断の結果に応じ保険料の一部を還付 部を還付 〈主契約:健康還付型医療保険(払戻金なし)〉 ①入院給付金(10万円) ②在宅医療給付金(1ヵ月2万円) ⇒更新 最長 100 歳まで ⇒更新 ③手術給付金(1回10万円または5万円) ④放射線治療給付金(1回10万円) ⑤骨髄ドナー給付金(1回10万円) 保険期間・保険料払込期間(10年) → ← 保険期間・保険料払込期間(10年) 10 年ごとに最長 100 歳まで更新 1 年後 できます。 ご契約 (契約応当日) 健康診断 健康診断 受診·結果提出 受診·結果提出 毎年健康診断を受診し、その結果を提出

(*1)保険年度とは、契約日(責任開始日の属する月の翌月 1 日)または契約応当日(ご契約後の保険期間中に迎える、毎年の契約日に対応する日)から次に到来する契約応当日の前日までの 1 年間をいいます。

保険料について

- ◇この保険は、告知により適用される保険料率(「標準体保険料率」または「引受基準緩和体保険料率」)が決まります。
- ◇「引受基準緩和体保険料率」は持病がある等の理由で「標準体保険料率」ではお引受けできない方に適用する保険料率です。そのため、保険料は「標準体保険料率」の保険料と比べ割増しされています。
- ◇「引受基準緩和体保険料率」が適用された場合でも、改めて告知をすることにより「標準体保険料率」に将来に向かって変更できる場合があります。(保険料率変更の告知日が、契約日から起算して2年以上かつ5年以内にある場合にお取扱いが可能です。)

保障内容 ※保障内容の詳細は、「ご契約のしおり-約款」でご確認ください。

給付金の種類等	支払事由等	支払額等	支払限度
①入院給付金	責任開始期以後に生じた病気(異常分娩 (⇒ 約款別表 2) を含みます。)またはケガ の治療を目的として入院(*1)し、1回の入院に つき入院日数が1日、30日、60日、90日、 120日、150日の各日数に達したとき	入院給付金額	通算 100 回 限度
②在宅医療給付金	責任開始期以後に生じた病気またはケガの 治療を目的とした入院の退院後に、その入院 の原因となった病気またはケガにより、在宅医 療(*2)を受けたとき	支払事由に該当する日が 属する月ごとに、 在宅医療給付金月額 (入院給付金額の20%)	1 ヵ月に 1 回、 通算 60 回 限度
③手術給付金	責任開始期以後に生じた病気またはケガの 治療を目的として、次のいずれかの手術を受けたとき ①公的医療保険制度にもとづく医科診療報 酬点数表 (⇒約款別表 2) により手術料 が算定される手術 ②公的医療保険制度にもとづく医科診療報 酬点数表により輸血料が算定される骨髄 移植術(*3)	【入院中に受けた手術】 入院給付金額 【外来手術(入院外で 受けた手術)】 入院給付金額の50%	通算支払 限度なし
④放射線治療給付金	責任開始期以後に生じた病気またはケガの治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく 医科診療報酬点数表 (→約款別表 2) により放射線治療料が算定される放射線治療 (血液照射は除きます。) を受けたとき	入院給付金額	60 日に1回 限度、 通算支払 限度なし
⑤骨髄ドナー給付金	責任開始日から 1 年を経過した日以後に骨 髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術 (*4)を受けたとき	入院給付金額	通算支払 限度なし
保険料の払込みの免除	責任開始期以後に生じた病気またはケガにより所定の身体障害の状態(⇒約款別表 20)に該当したとき	将来に向かって保険料の 払込みを免除します。	_

- (*1)入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所に入り、常に 医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (→**約款別表 2**)
- (*2)在宅医療とは、所定の病院または診療所に通院が困難であると医師が判断し、かつ、計画的な医学管理のもとに医師または医師の指示による看護師、保健師、理学療法士等が定期的に被保険者の居宅等を訪問して、公的医療保険制度を利用した診療または看護等を行うことをいいます。ただし、公的医療保険制度を利用した診療または看護等が、次のいずれかである場合は「在宅医療」には該当しません。
 - ・医科診療報酬点数表に定める『在宅医療の「在宅患者診療・指導料」』のいずれの区分番号にも該当しない場合
 - ・医科診療報酬点数表に定める『在宅医療の「往診料」』に該当する場合

(⇒約款別表 2)

- (*3)末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。 (⇒約款別表 2)
- (*4)組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞または末梢血幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取 する手術または末梢血幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容 者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 (→**約款別表 2**)

給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができない場合があります。詳しくは、「注意喚起情報」、「ご契約のしおりわれ、」をご覧ください。

お支払いに際しての制限事項等

①入院給付金	 ◆入院給付金の支払事由に該当する入院を 2 回以上したときは、それらの入院の原因にかかわらず、それらの入院を 1 回の入院とみなします。ただし、入院給付金の支払われることとなった最初の入院の退院日の翌日から 60 日を経過して開始した入院については、別の入院とします。 ◆継続入院中の全部または一部の期間が、複数の原因によるものである場合でも、その期間は重複して入院日数に含めません。 ◆同一の日に複数の支払事由に該当した場合でも、入院給付金は重複して支払いません。
	●要請を受けてから、医師がその都度診療を行う往診は、在宅医療給付金の支払対象となる
 ②在宅医療給付金	在宅医療には該当しません。
2.任七区凉柏竹亚	●同一の月に、支払事由に該当する在宅医療を複数回受けた場合は、その月の最初に受け
	た在宅医療についてのみ在宅医療給付金を支払います。
	●次の手術については、入院給付金額の 50%を支払います。ただし、入院中に、その入院の
	原因と同一の原因により受けた手術である場合に限ります。
	傷の処理(創傷処理、デブリードマン)、切開術(皮膚、鼓膜)、骨または関節の非観
	血的整復術・非観血的整復固定術・非観血的授動術、抜歯、異物除去(外耳、鼻腔
	内)、鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)、魚の目・タコ切除術(鶏眼、胼胝切除術)
③手術給付金	●複数の手術を受けた場合でも、次の場合には支払額のもっとも高いいずれか 1 回の手術につ
	いてのみ手術給付金を支払います。
	・同一の日に複数回の手術を受けた場合
	・手術料が一連の治療過程につき 1 回のみ算定される手術を受けた場合
	●手術料が1日につき算定される手術を受けた場合、その手術を受けた1日目のみ手術給付
	金をお支払いします。

付加できる特約

特約	特約の内容
指定代理請求特約	被保険者が給付金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理 請求人が給付金を請求することができます。 ※指定代理請求人は、次のいずれかの範囲内で 1 名を指定してください。 ①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の 3 親等内の親族 ③被保険者と同居または生計を一にする者(*1) ④被保険者の療養看護に努めるかまたは被保険者の財産管理を行っている者(*1) ⑤その他③および④の者と同等の者(*1)

^(*1)当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、給付金を請求すべき適当な理由があると当社が認めた場合に限ります。

保険料の一部還付について

- ◇保険料率が標準体保険料率の場合、会社の定める基準を満たす健康診断の結果を毎年提出していただき、その結果 に応じて保険料の一部を還付します。
- ◇還付の受取方法は、「楽天ポイントを受取る」または「還付金を受取る」のいずれかを選択できます。
- ◇還付するポイント数または還付金額は、健康診断の結果に応じて決定します。(健康診断の結果により異なります。)
- ◇健康診断の結果の提出がない場合は、還付はありません。

解約時の払戻金について

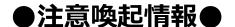
◇この保険は解約時に支払う払戻金をなくす仕組みとしています。この仕組みで保険料の計算をしているため、その分割安な保険料となっています。ご契約の際には、解約時に払戻金がないことをご確認いただいたうえでお申込みください。

その他ご確認いただきたい事項

- ◇この保険には死亡保険金、満期保険金および契約者配当金はありません。
- ◇この保険には契約者貸付制度および保険料の自動振替貸付制度はありません。

お問い合わせ・ご相談などについて

生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談などについては、「注意喚起情報」をご覧ください。



申込日から20日以内であれば、ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除ができます(クーリング・オフ制度)

ご契約のしおり-約款(抜粋) 9ページ

◇ご契約の申込日(申込書類を郵送する場合は、郵送の際の消印日付とします。)からその日を含めて 20 日以内であれば、書面または電磁的記録によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。郵便または当社ホームページ所定の通知フォームにより当社あてにご通知ください。

_ 唯承认忠

健康状態・職業等についてありのままを告知してください(告知義務)

) ご契約のしおり-約款(抜粋) 10 ページ

告知義務について

- ◇契約者や被保険者には健康状態・職業等について告知をする義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、職業等、当社がおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知して)ください。
- ◇生命保険募集人(募集代理店、募集代理店の取扱担当者、当社の電話オペレーター等)には告知を受ける権限がないため、生命保険募集人に口頭でお話されても告知したことにはなりませんのでご注意ください。

正しく告知いただけない場合

- ◇故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日から 2 年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。 責任開始日から 2 年を経過していても、給付金の支払事由が 2 年以内に生じていた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ◇ご契約を解除した場合には、給付金の支払事由が生じていても、給付金をお支払いできないことがあります。また、 告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、給付金をお支払いできないことがあります。(告知義務違反による解除の対象外となる 2 年経過後にもご契約が詐欺による取消しとなることがあります。)

傷病歴がある場合のご契約のお引受けについて

- ◇告知内容等によりお引受けできない場合もありますが、傷病歴がある場合でも、その内容によっては標準体保険料率でお引受けできる場合や、引受基準緩和体保険料率でお引受けできる場合があります。
- ◇引受基準緩和体保険料率が適用される方でも、詳細な告知をいただくことで、他の医療保険に、保険料の割増しなしで加入いただける場合や、特別な条件をつけて加入いただける場合があります。他の医療保険への加入を検討される場合には、「13 生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は」に記載の楽天保険の総合窓口までお問い合わせください。

3 申込内容等を確認させていただくことがあります

え ご契約のしおり-約款(抜粋) 10ページ

◇当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約の申込みの際やご契約承諾後、または給付金の請求の際に、申込内容、告知内容、給付金の請求内容等について、確認させていただくことがあります。

ご契約の申込みを受けた時または告知の時のいずれか遅い時から 保障を開始します(責任開始期)

ご契約のしおり-約款(抜粋) 11ページ

- ◇当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みを受けた時(当社所定の情報端末で申込んだ場合は、「情報端末で申込みをされた時」、申込書類を郵送する場合は、「郵送の際の消印日付」とします。)または告知の時のいずれか遅い時から保障を開始(責任開始)します。
- ◇当社の生命保険募集人(募集代理店、募集代理店の取扱担当者、当社の電話オペレーター等)は、お客さまと 当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約はお客さまから の申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ◇責任開始の日の属する月の翌々々月の 5 日までに第 1 回保険料の払込みがない場合には、ご契約は無効となります。

5 給付金のお支払いができない場合があります

ご契約のしおり-約款(抜粋) 25ページ

- ◇次のような場合には、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。
 - ○支払事由に該当しない場合

4

- ○責任開始期前に生じたケガや病気を原因とする入院・手術等の場合
- ○治療を目的としない検査入院のみの場合
- ○免責事由に該当している場合(例:契約者・被保険者の故意または重大な過失により支払事由に該当した場合など)
- ○告知義務違反によりご契約が解除された場合
- ○詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合
- ○不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- ○給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者・被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- ○保険料の払込みがなかったため、ご契約が失効している場合
- ◇給付金のお支払いができない場合等の詳細については「ご契約のしおり−約款」をご覧ください。

6 保険料は払込期月内に払込みください(ご契約の失効・復活)

ご契約のしおり-約款(抜粋) 27ページ

- ◇第2回以後の保険料の払込期月は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までです。払込期月内に払 込みがない場合に、払込猶予期間(払込期月の翌月1日から末日まで)を設けていますが、払込猶予期間内に 保険料の払込みがないと、ご契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。
- ◇ご契約が失効した場合でも、失効した日から1年以内であれば所定の手続きをとっていただきご契約を復活させることができます。当社が復活を承諾した場合、延滞保険料を受け取った時(告知前に受け取った場合は告知の時)から、ご契約の責任開始となります。健康状態によっては復活できない場合もあります。

7 解約時の払戻金はありません

ご契約のしおり-約款 (抜粋) 29 ページ

◇この保険は解約時の払戻金をなくす仕組みとしています。この仕組みで保険料の計算をしているため、その分割安な 保険料となっています。

現在ご契約の保険契約を解約・減額したうえで新たなご契約の申込みをする場合、契約者にとって不利益となる事項があります

ご契約のしおり-約款(抜粋) 9ページ

- ◇現在ご契約の保険契約を解約・減額したうえで新たな保険契約の申込みをする場合、次の事項について契約者にとって不利益となることがありますのでご注意ください。
 - ○多くの場合、解約、減額をしたときの払戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後 短期間で解約したときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ○一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
 - ○新たな保険契約の申込みにあたっては告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たな保険契約のお引受けができなかったり、その告知をしなかったために新たな保険契約が解除されることや、詐欺による取消しになることもあります。
 - ○新たな保険契約については、入院や手術等の原因となるケガや病気が責任開始期前に生じている場合等には、 給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

(D | ご契約のしおり-| 約款(抜粋) | 18ページ

- ◇保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時の給付金額等が削減されることがあります。
- ◇当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時の給付金額等が削減されることがあります。

10 給付金をもれなく請求いただくために

) ご契約のしおり-約款(抜粋) 24ページ

給付金の支払事由が生じた場合

9

- ◇給付金のお支払いは、お客さまからの請求に応じて行います。給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由 が生じた場合には、すみやかに当社までご連絡ください。
- ◇ご契約されている保険種類によっては複数の給付金の支払事由に該当することがありますので、支払可能性がある と思われる場合や不明な点がある場合等にもご連絡ください。
- ◇手続きに関するお知らせ等の当社からの重要なご案内を確実に行えるよう、契約者の住所等の変更があった場合には、必ずご連絡ください。
- ◇給付金の支払事由、保険料の払込みの免除事由、給付金をお支払いできない場合の詳細は「ご契約のしおり− 約款」をご確認ください。

指定代理請求特約が付加されている場合

- ◇被保険者が受取人の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された 指定代理請求人(被保険者の配偶者、3 親等内の親族等、当社の定める範囲で指定いただきます。)が被保 険者の代理人として、給付金を請求することができます。
- ◇万一の際に備え、指定代理請求人にご契約内容、支払事由および代理請求できる旨をあらかじめお伝えください。

11 保険証券について

ご契約のしおり-約款(抜粋) 10ページ

◇保険証券不発行特約を付加した場合、保険証券の発行は行いません。ご契約の申込みを承諾した場合には、当社所定の電磁的方法により契約者に通知します。ご加入後のご契約内容は、当社所定の契約者様専用サイト(マイページ)でご確認いただけます。契約者様専用サイト(マイページ)で表示された内容が、申込内容と違っていないかご確認ください。もし、内容が相違していたり、不明な点などありましたら、当社または募集代理店までご連絡ください。保険証券不発行特約の解約はできません。保険証券不発行特約を付加した場合、保険期間を通じて保険証券は発行されませんので、ご注意ください。

12 生命保険契約は共済契約と区分して管理しています

◇当社が締結した生命保険契約は、承継により保有した共済契約とは損益を区分して管理しています。それぞれの 損益の状況について決算終了後に作成されるディスクロージャー資料でお知らせします。

13 生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は

◇生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は楽天保険の総合窓口でお受けしています。

楽天保険の総合窓口

0120-977-010 (無料)

受付時間 9:00~18:00 (年末年始を除く)

※当社委託先が承ります。

- ◇この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAX は不可)・来訪により生命 保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受 けしています。(ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/)
- ◇なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として 1 ヵ 月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、 生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

●ご契約のしおり-約款(抜粋)●

■ご契約にあたって(お願いとおしらせ)

■生命保険募集人について

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

媒介・・・・・・生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したと きに保険契約は有効に成立します。

代理・・・・・・生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険契約の申込みに対して生命保険募集人が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

- ○当社の生命保険募集人(募集代理店、募集代理店の取扱担当者、当社の電話オペレーター等をいいます。以下同じ。) はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保 険契約はお客さまからの申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。ご契約の成立後にご契約内容の変更等を する場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。
- ○当社の生命保険募集人の身分・権限等に関して確認のご要望がある場合には、楽天保険の総合窓口までお問い合わせくだ さい。

■申込みについて

- ○申込書・告知書は契約者(被保険者)ご自身で記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、署名をお願いします。
- 〇当社所定の情報端末を利用した申込みの場合、申込書・告知書の記入にかえて、情報端末の画面表示に従い必要事項 (告知を含みます。)を、契約者(被保険者)ご自身で入力してください。入力内容を十分お確かめのうえ、情報端末の画面上に署名をお願いします。

■ク一リング・オフ制度について

- ○ご契約の申込日(申込書類を郵送する場合は郵送の際の消印日付とします。)から、その日を含めて 20 日以内であれば、 書面または電磁的記録によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます。第 1 回保 険料を払込みいただいている場合には、第 1 回保険料全額をお返しします。
- ○書面によりクーリング・オフをする場合、書面に下記の事項を記載のうえ、郵便により当社あてに発信してください。クーリング・オフは書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。
 - ●ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除をする旨
 - ●契約者の氏名(自署)
 - ●契約者の住所・電話番号
 - ●申込番号·保険種類·被保険者名

〈送付先〉 〒983-8790 日本郵便株式会社 仙台東郵便局 私書箱第 18 号 楽天生命保険株式会社事務センター クーリング・オフ係

○電磁的記録によりクーリング・オフをする場合、当社ホームページ掲載の方法によりご通知ください。クーリング・オフは、当社所定 の通知フォームの発信時(通知の発信日付)に効力を生じます。

■現在ご契約の保険契約を解約または減額し、新たな保険契約への申込みを検討されている方へ

- 〇現在ご契約の保険契約を解約または減額し、新たな保険契約への申込みを検討されている場合、次の事項について契約者 にとって不利益となることがありますのでご注意ください。
 - ●解約、減額の際に払戻される金額は、多くの場合、払込保険料の合計額(減額の場合は減額部分に対応する払込保険料)よりも少ない金額となります。特に、ご契約後の経過年数が短い場合の払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ●一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うこととなる場合があります。
 - ●新たな保険契約の申込みをする場合には告知義務があります。告知が必要な傷病歴がある場合等、被保険者の健康状態等によっては、新たな保険契約のお引受けができなかったり、その告知をしなかったために解除、取消しとなることがあります。 (新たな保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消しの規定等についても、新たな保険契約の締結に際して詐欺の行為等が適用の対象となります。)

●新たな保険契約については、入院や手術等の原因となるケガや病気が責任開始期前に生じている場合には、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。

■告知と告知義務について

告知の重要性(告知義務)

○契約者(被保険者)には健康状態等について告知をしていただく義務(告知義務)があります。生命保険は多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事している方等が無条件に加入すると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知して)ください。

告知をお受けできる権限(告知受領権)

〇告知受領権は当社が有しています。生命保険募集人には告知を受ける権限がないため、生命保険募集人に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

ご契約のお引受けについて

- 〇この保険は、被保険者の告知内容により、標準体保険料率または引受基準緩和体保険料率のいずれかの保険料率を適用 してお引受けします。 告知内容等によっては、お引受けできないこともあります。
- ○引受基準緩和体保険料率が適用となった場合でも、詳細な告知をいただくことで、**当社の他の医療保険に保険料の割増しなしで加入できる場合や、特別な条件をつけて加入できる場合があります。**他の医療保険への加入を検討される場合には、当社または募集代理店の取扱担当者にお問い合わせください。

告知義務違反について(正しく告知されない場合のデメリット)

- 〇告知していただく事項は「告知書」に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除し、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。責任開始日から2年を経過していても、給付金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が2年以内に生じていた場合には、ご契約を解除することがあります。
- 〇ご契約を解除した場合でも「給付金の支払事由または保険料の払込みの免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との 因果関係によっては、給付金のお支払いや保険料の払込みの免除をすることがあります。
- 〇ご契約を復活する場合にも告知が必要です。復活にあたり告知義務違反があった場合には、復活の際の責任開始日を基準 にしてご契約を解除することがあります。
- ○告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者(被保険者)が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、ご契約を解除することができます。
- ※告知義務違反としてご契約を解除する場合以外にも、給付金をお支払いできないことがあります。たとえば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険が極めて高い疾患の既往症、現症等について故意に告知されなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金をお支払いできないことがあります。(告知義務違反による解除の対象外となる 2 年経過後にもご契約が詐欺による取消しとなることがあります。)この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。

■申込内容等の確認について

○当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約の申込みの際やご契約承諾後、または給付金の請求等の際に、申込内容、告知内容、給付金の請求内容等について、確認させていただくことがあります。

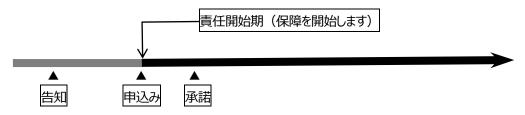
■保険証券について

〇当社がご契約の申込みを承諾した場合、契約者に保険証券をお送りします。保険証券に記載された内容が、申込内容と違っていないか、もう一度ご確認ください。もし、内容が相違していたり、不明な点などありましたら、当社または募集代理店の取扱担当者までご連絡ください。保険証券は大切に保管してください。

○保険証券不発行特約を付加した場合、保険証券の発行は行いません。当社がご契約の申込みを承諾した場合には、当社 所定の電磁的方法により契約者に通知します。ご加入後のご契約内容は、当社所定の契約者様専用サイト(マイページ) で確認いただけます。契約者様専用サイト(マイページ)で表示された内容が、申込内容と違っていないかご確認ください。も し、内容が相違していたり、不明な点などありましたら、当社または募集代理店の取扱担当者までご連絡ください。保険証券不 発行特約の解約はできません。保険証券不発行特約を付加した場合、保険期間を通じて保険証券は発行されませんので、 ご注意ください。

■保障の開始(責任開始期)と契約日

〇当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みを受けた時(当社所定の情報端末で申込んだ場合は、「情報端末で申込みをされた時」、申込書類を郵送する場合は、「郵送の際の消印日付」とします。)または告知の時のいずれか遅い時からご契約の保障を開始(責任開始)します。



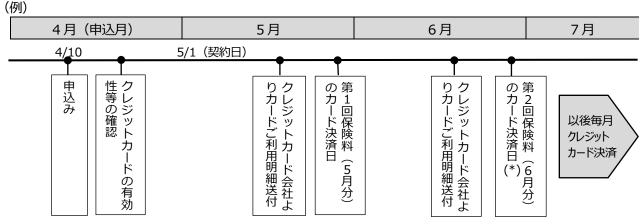
○責任開始期の属する月の翌月1日が契約日となります。契約年齢および保険期間は契約日を基準に計算します。ただし、責任開始期から契約日の前日までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じた場合には、責任開始期の属する日を契約日とし、契約年齢および保険期間はこの日を基準に再計算します。

■第1回保険料の払込み

- ○第1回保険料の払込方法は口座振替またはクレジットカード払いです。
- ○第1回保険料領収証は発行しません。また、当社の生命保険募集人が第1回保険料を現金でお預かりすることはありません。

〈クレジットカード扱〉

- ●第 1 回保険料はクレジットカードによりお支払いいただきます。クレジットカードによりお支払いいただくにあたり、クレジットカードの有効性等の確認を行います。クレジットカードの有効性等が確認できなかったときには、指定されたクレジットカードによる保険料の払込みは取扱いません。
- ●カード決済日はクレジットカード会社により異なりますので、クレジットカード会社からのカードご利用明細などでご確認ください。 第1回保険料と第2回保険料を合わせてお支払いいただく場合もあります。
 - ※クレジットカード扱の場合、保険料の払込みに楽天ポイントを利用できる場合があります。詳しくは、当社ホームページのポイントのルールと規約をご確認ください。

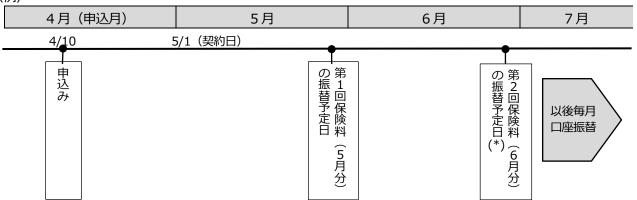


(*)前月(5月)のカード決済日に第1回保険料の請求が間に合わなかった場合、第1回保険料と第2回保険料を合わせた金額を決済します。

〈口座振替扱〉

- ●第 1 回保険料は、責任開始の日の属する月(申込月)の翌月または翌々月の振替日に、契約者が指定した金融機関の口座から振り替えます。
- ●初回の振替日が申込月の翌々月となった場合や、預金残高不足等により振替日に振替できなかった場合には、申込月の 翌々月の振替日に第1回保険料と第2回保険料を合わせて請求します。

(例)



(*)前月(5月)の振替日に第1回保険料の口座振替ができなかった場合、第1回保険料と第2回保険料の口座振替を行います。

■ご契約の無効

〇申込月の翌々々月の5日(第1回保険料の払込期間満了日)までに第1回保険料の払込みがない場合には、ご契約は無効となります。第1回保険料の払込期間満了日までに第1回保険料と第2回保険料を払込んでください。

(例) 4月(申込月) 7月 5月 6月 4/10 5/1 (契約日) 7/5 よび第2回保険料(5) 了日→この日まで第1回保険料のお 対のご通知と当社より(生 申込み 振替予定日→残高不足等に第1回保険料(5月分)の がなければ無効 により振替不能 の振替予定日→残高不足等 より振替不能 〈生命保険契約 送付 5 6でに払込まり払込期間は · (6月分) 引分)お み満 無

〇第 1 回保険料の払込みがないまま、第 1 回保険料の払込期間満了日までに、給付金の支払事由が生じた場合には、お支払いする給付金から第 1 回保険料を差し引きます。(第 2 回以降の保険料の払込期月が到来している場合には第 2 回以降の保険料も差し引きます。)

■個人情報の取扱いについて

〇当社(楽天生命保険株式会社)は、お客さまから信頼される保険会社を目指し、当社がお預かりしている個人情報および 個人番号(以下、「個人情報等」といいます。)の取扱いに関する方針「プライバシーポリシー」を当社ホームページに掲載して います。その要旨は次のとおりです。詳細は当社ホームページにてご確認ください。

1. 個人情報等保護に関する関係法令等の遵守

当社は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)をはじめ個人情報等保護に関する諸法令、国および関係機関が定める指針・ガイドラインその他の規範および当社プライバシーポリシーを遵守します。

2. 個人情報等の利用目的

当社は、お預かりしている個人情報等を、次の目的のために利用し、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱いを行いません。また、そのための必要な措置を講じます。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス等のご案内・提供・維持管理(※)
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス等の開発・充実(※)
- (4) その他上記業務に関連・付随する業務
- ※お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズに応じた 各種商品・サービスに関する広告等の配信等をすることを含みます。

ただし、個人番号および特定個人情報(個人番号を含む個人情報)については、次に掲げる事務に必要な範囲でのみ取扱うこととし、その範囲外で取得、利用または第三者提供を行うことはありません。

- ①源泉徴収票•支払調書作成事務
- ②報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- ③前①②に掲げる事務以外の法令に定める個人番号関連事務等

機微(センシティブ)情報の取扱いについて

保健医療情報などの「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(個人情報保護委員会・金融庁)第 5 条 1 項」に定める機微(センシティブ)情報は、「保険業法施行規則第 53 条の 10」により、保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から、お客さま等の同意にもとづき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。当社は、機微(センシティブ)情報について、個人情報保護法その他の法令およびガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供いたしません。

3. 個人情報等の取得方法

当社は、業務上必要な範囲内で、法令等に照らして違法性のないように留意するとともに、社会的良識に照らして適正な方法で個人情報等を取得します。主な取得方法は、次のとおりです。

- (1) 申込書・契約書・告知書のほか、ヒアリング・アンケートなどにより個人情報を取得させていただきます。
- (2) キャンペーン等の実施の場合には、インターネット・はがき・電話等で個人情報を取得させていただく場合があります。
- (3) 当社へお申出いただいた照会内容等につきましては、業務運営・管理およびサービスの充実等、迅速かつ適切な対応を 行うため通話内容等を録音させていただく場合があります。
- (4) 窓口対応につきましては、防犯等の観点より録画させていただく場合があります。

4. お預かりしている個人情報

当社がお預かりしている個人情報の主な内容は、次のとおりです。

- (1) 氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、性別、職業、勤務先、健康状態、金融機関情報、保健医療に関する情報、生死に関する情報
- (2) 上記(1)に記載されている情報のほか、当社が取得した書面等(申込書・契約書・告知書、公的機関が発行する書類など)に記載されている情報
- (3) 保険契約・委託契約等の維持管理に関する情報
- (4) 保険金・給付金等の支払いに関する情報
- ※上記には、吸収分割等により当社が承継した個人情報も含まれます。

5. 個人情報等の安全管理措置

当社は、お預かりしている個人情報等を、正確かつ最新のものに保つよう努めるとともに、不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等を予防するため、個人情報等の取扱いに関して、次のとおり安全管理措置を実施し、必要に応じ是正措置等を講じます。

- (1) 安全管理について役職員等の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程等を整備運用し、その実施状況を確認するとともに、個人情報等保護の適正な取組体制を維持します。
- (2) 個人情報等を取扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウエア対策、情報システムの監視等セキュリティ対策を実施します。
- (3) 役職員等に対し、個人情報等の非開示契約の締結や教育・訓練等を行います。

- (4) 当社施設への入退室管理、個人情報等の盗難防止等の措置を講じます。
- (5) 外国にある第三者に個人データを提供する場合には、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を実施します。

6. 個人情報の第三者への提供

当社は、次の場合を除き、取得した個人情報を第三者に開示、提供を行いません。

- (1) 法令にもとづく場合
- (2) ご本人が同意されている場合
- (3) ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (4) 法令により要請され、かつ当社が開示を妥当だと判断した場合
- (5) 再保険の手続きをする場合 (詳細は、「再保険会社への提供について」をご確認ください)
- (6) 利用目的の達成に必要な範囲内で業務の一部を委託・共同利用する場合
- (7) 個人情報保護法により、ご本人の同意を得ずに提供が認められている場合

ただし、特定個人情報については番号法で定める場合を除き、第三者に提供いたしません。

再保険会社への提供について

当社は、お引受けする保険契約について、次のとおり個人情報を再保険会社(外国(本邦の域外にある国または地域)にあるものを含む。)に提供することがあります。なお、適切な危険分散等の観点から、保険引受および同意取得の時点では再保険会社を特定できません。外国の再保険会社に提供を行った場合には、個人情報保護法および関係法令等に基づき、ご本人の求めに応じて、外国の名称等に関する情報を提供いたします。

○第三者に提供する目的

再保険の仕組みを通じた保険引受リスクの分散のため、再保険会社における再保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用を目的とします。

○提供する個人情報の項目

再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、健康状態に関する情報、保険金受取人氏名・住所、診断書類など業務遂行に必要な個人情報

○提供の手段等

当社は、再保険会社へ提供する個人情報を暗号化等により秘匿化し、運搬、郵送、宅配便およびメール等の手段で再保険会社に提供いたします。

○個人情報の取扱いに関する契約について

当社は、個人情報の取扱い等に関する条項を規定した契約を再保険契約の相手方と締結します。

個人情報の共同利用について

○楽天グループ株式会社との共同利用について

楽天グループ株式会社が運営するお客さま向けプログラムやキャンペーン(以下「楽天お客さま向けキャンペーン等」といいます。)の運営のために、楽天お客さま向けキャンペーン等の対象者となられるお客さまの当社保険契約(以下「対象保険契約」といいます。)について、申込書類およびその附属書類、インターネット等電磁的方法や電話・チャット等を通じてご提供いただいた申込みにかかる個人情報その他のお客さまの個人情報を、楽天グループ株式会社と共同で利用します。

- (1) 共同利用する個人情報の項目
 - ①お客さまを識別する符号その他の情報
 - ②対象保険契約申込み・ご加入・ご継続にかかる情報等の対象保険契約のステイタスについての情報
 - ③その他楽天お客さま向けキャンペーン等を運営するうえで必要な情報
- (2) 共同利用の利用目的

楽天お客さま向けキャンペーン等について、お客さまの情報通信端末画面に、 お客さまの楽天お客さま向けキャンペーン等の利用状況およびごれに伴う特典の蓄積状況の表示を行うため

(3) データ管理責任者

楽天生命保険株式会社

○グループ会社との共同利用について

楽天インシュアランスホールディングス株式会社(以下、「楽天インシュアランスホールディングス」と表記)および楽天インシュアランスホールディングスの子会社等(以下、これらを総称して「楽天インシュアランスグループ」と表記)では、グループの経営管理や各種リスク管理を実施すると共に、より付加価値の高い各種商品・サービスを開発・提供等するため、以下のとおり個人データの共同利用を行います。

(1) 共同利用する個人データの項目

楽天インシュアランスグループが保有する個人の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、メールアドレス、個人を識別する符号、保険契約の申込書類およびその附属書類等に記載されている情報、保険金・給付金等の支払いに関する情報、保険契約の維持管理に関する情報その他の下記利用目的達成のために必要な個人に関する情報

(2) 共同利用者の範囲

楽天インシュアランスグループ

- ※楽天インシュアランスグループの詳細につきましては、楽天インシュアランスホールディングスホームページ (https://www.ins-hd.rakuten.co.jp/) の「グループ情報」をご参照ください。
- (3) 共同利用の利用目的
 - ①経営管理、各種リスク管理およびこれらに付帯する業務ならびに法令等の遵守
 - ②各種取引の開始・維持管理(各種保険契約のお引受けやご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いを含みます)
 - ③楽天インシュアランスグループの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ④楽天インシュアランスグループが提供する各種商品・サービスのご案内、提供
 - ⑤その他上記に関連・付随する業務
- (4) 個人データ管理責任者

当該個人データを原取得した各会社

7. 個人情報等取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報等に関する取扱いを第三者へ委託することがあります。委託する場合には、委託先の選定基準を定め、定期的または随時に委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

委託先の選定にあたっては、委託先における個人データの安全管理に係る実施体制の整備状況、ならびに委託先から再委託する場合の再委託先の個人データの安全管理に係る実施体制の整備状況に係る基準を定め、これを遵守します。

8. 情報交換制度等について

当社は、一般社団法人生命保険協会が運営する次の制度において、他の生命保険会社等との間で生命保険契約等に関する個人情報を共同利用します。次の制度につきましては、一般社団法人生命保険協会のホームページもあわせてご覧ください。

- ○契約内容登録制度·契約内容照会制度
- ○支払査定時照会制度

ただし、特定個人情報については共同利用いたしません。

9. 外国にある第三者への提供について

当社は、個人情報保護委員会規則で定める措置を講ずることによって個人データを外国にある第三者に提供した場合には、ご本人からの求めに応じて当該措置に関する情報を提供いたします。

10. ご本人からの開示等の請求

当社は、お客さま等からご本人に関する保有個人データの利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止・消去および第三者への提供の停止ならびに第三者提供記録の開示(以下、「開示等」といいます。)の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいた上で、法令に則り、速やかに対応します。また、ご本人に代わって開示等のご請求をされる場合には、その代理権の存在を示す資料のご提出をお願いいたします。

開示等のご請求に関する手続きは、当社ホームページまたは 11.に記載のお問い合わせ窓口でご確認ください。

11. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報等の取扱いに関する苦情・相談に対し、迅速かつ適切に対応いたします。当社の個人情報等の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談等は、下記までお問い合わせください。

楽天生命 個人情報窓口 **0120-977-677**

(平日9:00~19:00、土日祝日9:00~17:00/年末年始を除く) ホームページアドレス https://www.rakuten-life.co.jp/

12. 認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けています。

〈お問い合わせ先〉

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談室

電話番号:03-3286-2648 所在地:〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間:9:00~17:00 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)

ホームページアドレス: https://www.seiho.or.jp/

13. 提供の任意性

当社への個人情報等の提供はご本人の任意ですが、業務上必要となる情報をご提供いただけなかった場合、利用目的に記載した各種商品・サービス等のご提供ができない場合があります。

14. 個人情報管理態勢の継続的改善

個人情報等を適切に保護するための個人情報管理態勢を構築し、継続的に見直し、改善に努めます。また、プライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合には、当社のホームページに掲載し、公表いたします。

■「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会 社等との保険契約等に関する情報の共同利用

〇当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容 登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」にもとづき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所 定の情報を特定のものと共同して利用しています。

〈契約内容登録制度·契約内容照会制度〉

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下、「保険契約等」といいます。)のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下、「保険金等」といいます。)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しています。

保険契約等の申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等の申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下、「契約日等」といいます。)から 5 年間(被保険者が 15 歳未満の保険契約等については、「契約日等から 5 年間」と「契約日等から被保険者が 15 歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の 参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)~オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- り) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- I) 当社が取扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

登録事項

2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名
- ※2024 年 4 月 1 日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更の申込みがあった場合、申込みの対象となる 証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)~(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、ご契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険 協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容につきましては、

当社ホームページ(https://www.rakuten-life.co.jp/privacy/contract.html)をご確認ください。

〈支払査定時照会制度〉

保険金、給付金もしくは共済金等(以下、「保険金等」といいます。)のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下、「保険契約等」といいます。)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下、「お支払い等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

保険金等の請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知りえた情報を他に公開いたしません。当社が保有する相互昭会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等の受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)~オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- り) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- I) 当社が取扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- オ)本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から 5 年以内のものとします。)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済 掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (https://www.seiho.or.jp/) の「加盟会社」をご参照ください。

「支払査定時照会制度」の最新の内容につきましては、

当社ホームページ(https://www.rakuten-life.co.jp/privacy/assess.html)をご確認ください。

■生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

○生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。なお、 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者 保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、ご契約時の給付金額等が削減されることがあります。

■生命保険契約者保護機構について

- ○当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。
- ○保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命 保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、 承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取 りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

〈生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先〉

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820 ※月曜日〜金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前 9 時〜正午、午後 1 時〜午後 5 時 ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

■当社の会社形態について

〇保険会社の会社組織形態には「株式会社」と「相互会社」があり、当社は株式会社です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の契約者は相互会社の契約者のように「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

▋保険料率、保険料の還付について

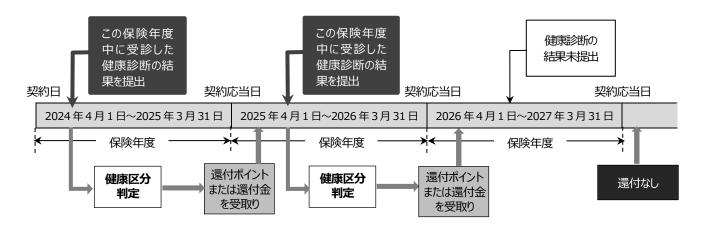
■保険料率について

- 〇この保険は、告知により、適用される保険料率が決まります。保険契約をお引受けする場合、標準体保険料率または引受基準緩和体保険料率のいずれかの保険料率が適用されます。当社での契約状況等により、お引受けできない場合もあります。
- ○「引受基準緩和体保険料率」は持病がある等の理由で「標準体保険料率」ではお引受けできない方に適用される保険料率です。そのため、保険料は「標準体保険料率」の保険料と比べ割増しされています。
- 〇「引受基準緩和体保険料率」が適用された場合でも、所定の条件を満たすことにより「標準体保険料率」に変更することができます。

■保険料の還付について

還付のしくみ

○保険料率が標準体保険料率の場合、契約日または年単位の契約応当日から次に到来する年単位の契約応当日の前日までの 1 年間(以下、この期間を「保険年度」といいます。)に受診した被保険者の健康診断の結果を毎年提出いただくと、健康診断の結果にもとづき健康区分を判定し、健康区分に応じてその保険年度に払込まれた保険料の一部を還付ポイントまたは還付金で還付します。健康診断の結果の提出がない場合、還付はありません。



- ○還付の受取方法は、「還付ポイントを受取る」または「還付金を受取る」のいずれかです。
- ○「還付ポイントを受取る」場合に受取れるポイントは楽天ポイントです。1 ポイント=1 円で換算します。楽天ポイントを受取るためには楽天 ID の連携が必要です。(楽天 ID を取得するためには楽天会員登録(無料)が必要です。)
- ○保険料率が引受基準緩和体保険料率の場合には、還付はありません。

環付条件

- 〇還付ポイントまたは還付金は、次の(1)および(2)を満たし、健康区分3~5のいずれかに該当したときに受取ることができます。
 - (1) 保険年度末において、次のすべてを満たすこと
 - ●健康診断(*)を受診していること
 - ●その保険年度末までの保険料が払込まれていること
 - ●保険料の払込みの免除事由が発生していないこと
 - (2) 会社の定める基準を満たす健康診断の結果が提出されること
- (*)法令(労働安全衛生法等)にもとづく医師による健康診断、自発的に受診した医師による健康診断等(人間ドックや医療機関で受診した検査等、および会社があらかじめ認めた検査機関で受診した検査等も含みます。)をいいます。

環付の流れ

①健康診断の結果の提出・還付の受取方法の指定

- ●契約者(被保険者)は次の基準をすべて満たす健康診断の結果を、毎年提出してください。
 - ・健康診断の受診日がその保険年度末の前12ヵ月以内であること
 - ・健康区分の判定に必要な健康診断の項目 (BMI、血圧、尿糖、尿蛋白、中性脂肪 (40 歳以上)、肝機能 (40 歳以上)、糖代謝 (40 歳以上))をすべて受診していること (詳しくは⇒②健康区分の判定・還付率の決定)
- ●健康診断の結果は、契約者様専用サイト(マイページ)からアップロードしていただきます。
- ●健康診断の結果を提出する際に、次のいずれかの還付の受取方法を指定してください。
 - ・還付ポイントを受取る
 - ・還付金を受取る(指定口座への振込み)
- ●保険年度中に健康診断の結果が複数提出された場合は、最も新しい受診日の健康診断の結果を使用します。
- ●健康診断の結果の提出が保険年度末の翌日以降となった場合でも、その保険年度末の翌日から3年を経過するまでの間 に会社に到達した場合には、還付の対象となります。
- 勤務先の実施する健康診断の時期の変更等のやむを得ない理由により受診日がこの期間外となったと当社が認めた場合 は、受診日がその保険年度末の前 12 ヵ月以内である健康診断とみなします。
- ●提出済み健康診断の結果よりも新しい受診日の健康診断の結果を提出いただいた場合でも、次のいずれにも該当する場合は、その保険年度の還付ポイント数または還付金額の変更は行いません。
 - ・その保険年度末を経過した後に、新しい受診日の健康診断の結果が到達した場合
 - ・提出済みの健康診断の結果にもとづき、健康区分 3~5 のいずれかに該当したと判定した後に、新しい受診日の健康診断の結果が到達した場合
- ●健康診断の結果の到達日が健康診断の受診日以降に初めて到来する保険年度末の翌日から 3 年を経過していた場合 には、還付ポイントまたは還付金を受取ることはできません。

②健康区分の判定・還付率の決定

適用されている保険料率および提出いただいた健康診断の結果をもとに、次のとおり健康区分を判定します。

	The space method to the state of the state o
健康区分 1	保険料率が引受基準緩和体保険料率の被保険者
健康区分 2	保険料率が標準体保険料率で、健康診断の結果の提出がない被保険者
/	提出された健康診断の結果が、表(健康診断の項目による判定基準)に定める健康診断の項目
健康区分3	において、ひとつでもCに該当する項目がある被保険者
(建)	提出された健康診断の結果が、表(健康診断の項目による判定基準)に定める健康診断の項目
健康区分4	において、すべて B に該当するか、または、A と B に該当する項目がある被保険者
は東京公司	提出された健康診断の結果が、表(健康診断の項目による判定基準)に定める健康診断の項目
健康区分5	において、すべて A に該当する被保険者

表(健康診断の項目による判定基準)

被保険者年齢が40歳未満の場合

健	康診断の項目	А	В	С	
BMI		18.5以上22.9以下	23.0 以上 24.9 以下	左記以外	
# [収縮期 (最高)	129以下	130以上139以下	左記以外	
血圧	拡張期(最低)	84 以下	85 以上 89 以下	左記以外	
尿糖		(-)	(±) 以上		
尿蛋白		(-)	(±)	左記以外	

被保険者年齢が40歳以上の場合

健	康診断の項目	А	В	С
BMI		18.5以上22.9以下	23.0 以上 24.9 以下	左記以外
# F	収縮期 (最高)	129以下	130以上139以下	左記以外
血圧	拡張期(最低)	84 以下	85 以上 89 以下	左記以外
尿糖		(-)	(±) 以上	
尿蛋白		(-)	(±)	左記以外
中性脂肪	ī	30 以上 149 以下	150 以上 299 以下	左記以外
日丁+0 (4 七	GPT	30以下	31 以上 40 以下	左記以外
肝機能	γGTP	50 以下	51 以上 80 以下	左記以外
小字(下=++	HbA1c	5.5 以下	5.6 以上 5.9 以下	左記以外
糖代謝	血糖	99 以下	100以上109以下	左記以外

- ・被保険者年齢は、還付の対象となる健康診断を受診した日(受診日)を含む保険年度の契約日または年単位の契約に当日時点の被保険者の満年齢によります。
- ・提出された健康診断の結果に BMI の記載がない場合でも、体重および身長の記載があるときは、 BMI は体重 <kg>÷(身長 <m>) 2 で計算するものとします。小数点第二位以下の端数が生じる場合には、端数を四捨五入します。
- ・血圧の測定値が複数回記載されている場合には、最後の測定値により、健康区分を判定します。

●健康区分ごとの還付率は次のとおりです。

				還付率		
健康区分		1	2	3	4	5
カクスタナケル	40 歳未満	なし	なし	3%	8%	10%
被保険者年齢(*)	40 歳以上	なし	なし	8%	18%	20%

^(*)被保険者年齢は、還付の対象となる保険年度の契約日または年単位の契約応当日時点の被保険者の満年齢によります。

③還付ポイント数または還付金額の計算・還付の受取り

⇒決定した還付率にもとづき、還付するポイント数または還付金額は次のとおり計算します。(小数点以下切り捨て)

還付ポイント数 [健康診断を受診した保険年度末の月払保険料×12×還付率] により計算した金額をポイントに換算したポイント数	
還付金額	[健康診断を受診した保険年度末の月払保険料×12×還付率] により計算した金額

- ●健康診断を受診した保険年度の保険料がすべて払込まれている場合に、あらかじめ指定した受取方法により、還付の条件に該当した月以後の会社の定めた日に還付します。
- ●還付ポイントの受取りを指定されていた場合でも、ポイントでの還付ができない場合には還付金をお支払いします。
- ●保険年度末において、その保険年度末までの保険料が払込まれていない場合で、その後その保険年度末までの保険料が払 込まれたときには、還付の条件に該当したものとします。
- ●保険年度末を経過した後にその保険年度に受診した健康診断の結果が会社に到達したときには、保険契約が消滅した後でも、還付の対象となります。

健康診断の結果の個人情報利用について

楽天生命保険株式会社(以下、「当社」といいます。)は、健康還付型医療保険(払戻金なし)の普通保険約款にもとづき還付ポイント数または還付金額を決定するため、本方針および当社のプライバシーポリシー(https://www.rakutenlife.co.jp/privacy/)を遵守し、被保険者から当社に提出された健康診断(定期健康診断、特定健康診査などをいい、人間ドックを含みます。)の結果に記載された個人情報を適正に取得、利用、管理します。

取得する個人情報と利用目的

当社は、健康還付型医療保険(払戻金なし)の被保険者から以下の情報を提供いただき、以下の目的の範囲内において利用します。被保険者の同意なく、情報の収集、目的外の利用を行うことはありません。

取得する情報	利用目的
●受診者姓名、性別、生年月日、受診日	●健康還付型医療保険(払戻金なし)の普通保険約款にもとづく
●BMI、身長、体重、血圧、尿糖、尿蛋白、中	還付ポイント数または還付金額を決定するため
性脂肪、肝機能(GPT·γGTP)、糖代謝	●商品・サービス等の開発・充実のため
(HbA1c・血糖値)の各数値	※保険契約の引受審査、保険金等の支払審査には利用しません。

■給付金等の請求・お支払いについて

■給付金等の請求

○給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由(「契約概要」をご覧ください。)が生じた場合には、当社にご連絡ください。 給付金等の請求に必要な書類をご案内します。給付金等の請求書類は当社ホームページからダウンロードすることもできます。

■給付金の支払期限について

〇給付金は、請求書類が当社に到着した日(*)の翌日から 5 営業日以内にお支払いします。ただし、当社に提出された書類だけでは確認ができない場合は次のとおりとします。

給	給付金のお支払いをするための確認等が必要な場合 支払期限				
1 給付金をお支払いするために確認が必要な場合	○給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合○給付金の免責事由に該当する可能性がある場合○告知義務違反に該当する可能性がある場合○重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到 着した日(*)の翌日から 30日			
	○医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面 等の方法に限定される照会が必要な場合	請求書類が当社に到 着した日(*)の翌日から 30日			
2	○弁護士法にもとづく照会その他法令にもとづく照会が必要な場合○研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合○日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到 着した日(*)の翌日から 90日			
上記①の確認を行う ために特別な照会や 調査が必要な場合	○契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事 手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、 起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機 関または裁判所に対する照会が必要な場合	請求書類が当社に到 着した日(*)の翌日から 180日			
	○災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	請求書類が当社に到 着した日(*)の翌日から 60日			

^(*)請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

- ○給付金をお支払いするための上記①②の確認等に際し、契約者、被保険者、給付金の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金をお支払いしません。
- ○給付金等を請求する権利は、3年間請求がない場合には時効により消滅しますのでご注意ください。

■代理請求について(指定代理請求特約)

- 〇指定代理請求特約が付加されている場合、被保険者が受取人である給付金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じたときに被保険者が給付金等を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人が、 被保険者の代理人として給付金等を請求することができます。
- ○契約者はあらかじめ指定代理請求人を指定してください。

指定代理請求人の範囲	被保険者が給付金等を 請求できない特別な場合	代理請求できない場合
次のいずれかの範囲内で 1 名を指定してください。 ①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の 3 親等内の親族 ③被保険者と同居または生計を一にする者(*) ④被保険者の療養看護に努めるかまたは被保険者の財産管理を行っている者(*)	 ●給付金、保険料の払込みの免除の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めたとき ●「がん」などの当社が認める傷病名の告知を受けていないとき ●その他給付金、保険料の払込みの免除を請求できない特別な事情があると当社が認め 	指定代理請求人が次に該当する場合には代理請求をすることができません。 ●故意に給付金の支払事由、保険料の払込みの免除事由を生じさせたとき ●故意に被保険者を給付金、保険料の払込みの免除の請求ができない状態にさせたとき ●請求時において、指定代理請求人の範囲外となったとき(例:婚姻関係を解消
⑤その他③および④の者と同等の者(*)	たとき	して戸籍上の配偶者でなくなったとき等)

- (*)当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、給付金等を請求すべき適当な理由があると当社が認めた場合に限ります。
- 〇被保険者が給付金等を請求できない特別な事情がある場合で、かつ、指定代理請求人が請求時に死亡している、指定した 指定代理請求人が指定代理請求人の範囲外である、指定代理請求人が代理請求できない等、指定代理請求人が請求で きないときは、次の方が代理請求人として給付金等を請求することができます。
 - ①請求時において被保険者と同居または生計を一にする死亡保険金受取人
 - ②①に該当する者がいない場合、①に該当する者が代理請求できない特別な事情がある場合には、請求時において被保険者と同居または生計を一にする被保険者の戸籍上の配偶者
 - ③①または②に該当する者がいない場合、①または②に該当する者が代理請求できない特別な事情がある場合には、請求時において被保険者と同居または生計を一にする被保険者の3親等内の親族
 - ④①②③に該当する者がいない場合、①②③に該当する者が代理請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、①②③に該当する者と同等の給付金等を請求すべき適当な理由がある者として当社が認めた者
- ○給付金を指定代理請求人・代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその給付金を請求いただいてもお支払いできません。

■給付金をお支払いできない場合について

- ○次の場合には給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。
 - ●給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由に該当しない場合(「契約概要」をご確認ください。)
 - ●給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由に該当しても給付金のお支払いや保険料の払込みの免除ができない場合(免責事由)

給付金等	免責事由
入院給付金 在宅医療給付金 手術給付金 放射線治療給付金 保険料の払込みの免除	①契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑦被保険者の薬物依存によるとき

- 責任開始期前に生じた病気・ケガを原因とする場合
- ●次のいずれかの重大事由によりご契約が解除された場合
 - ①契約者または被保険者が、ご契約の給付金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき (未遂を含みます。)
 - ②給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為があったとき (未遂を含みます。)
 - ③他の保険契約との重複により入院給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - ④契約者または被保険者が反社会的勢力(*1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有していると認められるとき
 - ⑤上記①~④の他、当社の契約者または被保険者に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする、上記①~④と同等の重大な事由があるとき
 - ※上記の事由が生じた後に、給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由が生じたときは、給付金のお支払いや保 険料の払込みの免除をすることができません。すでに給付金をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、 すでに保険料の払込みの免除をしていたときでも、保険料の払込みを請求することができます。
 - (*1)暴力団、暴力団員(脱退後 5 年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - (*2)反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。
- ●詐欺によりご契約が取消しになった場合
- ●不法取得目的によるものとしてご契約が無効になった場合
- ●告知義務違反によりご契約が解除された場合
- ●ご契約が失効している場合
- ●戦争その他の変乱、地震・噴火・津波により給付金の支払事由や保険料の払込みの免除事由が生じた場合(削減してお 支払いすることもあります。)
- ●給付金をお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例を「ご契約のしおり 約款」、当社ホームページに記載していますので、あわせてご確認ください。

■給付金等の請求に関して訴訟になった場合

〇給付金等の請求に関する訴訟については、当社の本社または給付金の受取人の住所地を管轄する高等裁判所(本庁とします。)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

保険料について

■保険料の払込方法

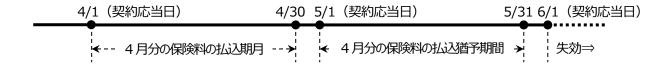
- ○保険料の払込方法(回数)は月払です。
- ○保険料の払込方法(経路)には次のいずれかの方法があります。保険料領収証は発行しません。
 - クレジットカードによりお支払いいただきます。毎月の保険料の請求はクレジットカード会社より行います。(クレジットカード扱) ※クレジットカード扱の場合、保険料の払込みに楽天ポイントを利用できる場合があります。詳しくは、当社ホームページのポイントのルールと規約をご確認ください。
 - 契約者が指定した口座(当社が提携している金融機関等の口座に限ります。)から、毎月振替日に自動的に当社に払 込まれます。(口座振替扱)

■保険料の払込猶予期間と失効

- 〇第 2 回以後の保険料は払込期月内(月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで)に払込んでください。保険料は毎払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当されます。
- 〇払込期月内に払込みがない場合のために払込猶予期間を設けています。払込期月の翌月 1 日から末日までが払込猶予期間です。

○払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合、払込猶予期間満了日の翌日からご契約は効力を失います。(失効)

○預金残高不足等の理由で、払込期月に口座振替ができなかった場合には、翌月の振替日に2ヵ月分を請求します。2ヵ月連続して振替ができなかった場合等で月末までに前月分の保険料の払込みがないとご契約は失効します。



■ご契約の復活

- ○ご契約が失効した場合でも、失効した日から 1 年以内であれば、当社の定める手続き(復活請求書の提出、告知、延滞保 険料の払込み等)をとっていただいたうえ、当社が承諾した場合、ご契約を復活させることができます。健康状態等によっては 復活できない場合もあります。
- ○復活を承諾した場合、当社は、延滞保険料を受け取った時(告知前に受け取った場合は告知の時)から、ご契約上の責任 を開始します。復活時の責任開始期前に生じた病気・ケガを原因とする場合には、給付金のお支払いや保険料の払込みの免 除ができないことがあります。
- ○復活前に適用されていた保険料率が復活後も適用されます。

■給付金をお支払いする際の保険料の清算について

○給付金の支払事由が生じたときに、未払込みの保険料がある場合には、給付金からその未払込みの保険料を差し引きます。

■保険料率の変更

- ○保険料率が引受基準緩和体保険料率の場合でも、ご契約後の所定の期間内に改めて告知いただくことで、「引受基準緩和体保険料率」から「標準体保険料率」へ保険料率を将来に向かって変更することができる場合があります。
- ○契約日から起算して 2 年以上かつ 5 年以内の期間に再度告知をしてください。保険料率の変更を当社が承諾した場合、承諾した月の翌月から保険料率を変更します。告知日が契約日から起算して 2 年未満、または 5 年超の場合には取扱いできません。
- 〇保険料率が標準体保険料率に変更された場合には、標準体保険料率に変更された月の属する保険年度から保険料の還付 の対象となります。

- 〇保険料率の変更の際に、故意または重大な過失により事実を告知しなかったり、告知していただいた内容が事実と相違していた場合には、変更を取消します。
- 〇保険料率の変更が取消された場合、変更の取消しを通知した日の翌月末までに当社所定の金額を払込んでください。 給付金の支払がある場合には、当社所定の金額を差し引きます。
- ○保険料率の変更の取消しを通知した日の翌月末日までに当社所定の金額の払込みがない場合、保険契約を解除することが あります。

■保険料の払込みが困難になったとき

〇保険料の払込みが困難になったときでも、入院給付金額を当社の定める限度を下回らない範囲で減額することにより、保険料 の負担を軽くすることができます。

■ご契約後について

■解約と払戻金について

- ○契約者は将来に向かっていつでも保険契約を解約することができます。保険契約を解約すると、保険契約の効力は消滅します。
- ○この保険契約には保険期間を通じて解約時の払戻金はありません。
- ○ご契約の際には、解約時に払戻金がないことをご了解いただいたうえでお申込みください。

■ご契約の更新について

- ○ご契約は、保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が 100 歳以下となる範囲で、自動的に更新されます。ご契約の更新を希望されない場合は、保険期間満了日の 2 週間前までにお申出ください。
- ○更新後の入院給付金額は更新前の入院給付金額と同一です。
- 〇標準体保険料率が適用されているご契約は、更新後も標準体保険料率が適用されます。引受基準緩和体保険料率が適用されているご契約は、更新後も引受基準緩和体保険料率が適用されます。
- ○更新後の保険料は、更新日の被保険者の年齢および保険料率により計算されます。
- ○給付金の支払限度、保険料率の変更および保険料の還付は更新前後を継続した保険期間とみなして取扱います。
- ○更新後の保険期間は更新前の保険期間と同一です。ただし、保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が 100 歳を 超える場合は、保険期間を短縮して更新します。

■各種変更手続きについて

- ○次のようなときには、楽天保険の総合窓口にご連絡ください。
 - ●改姓·改名
 - 指定代理請求人の変更
 - ●住所・電話番号・メールアドレスの変更
 - ●保険料払込方法の変更
 - ●保険証券の紛失・再発行
 - ●保険料率の変更
 - ●ご契約の見直し(入院給付金額の減額)

■生命保険料控除

- 〇給付金の受取人が契約者ご本人かまたはその配偶者その他の親族であるご契約の場合、1月から12月までに払込んだ保険料(年間正味払込保険料(*))は、所得税・住民税の課税対象となる所得から控除され、税金の負担が軽減されます。
- ○生命保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」を発行しますので、この証明書を 年末調整や確定申告の際に、所定の申告書に添付して控除を受けてください。
 - (*)還付ポイントおよび還付金がある場合には、還付したポイント数に相当する金額および還付金額を差し引いた金額とします。

税務のお取扱いについては、2024年4月現在の税制にもとづくものであり、今後、変更になることがあります。個別の税務のお取扱いについては、税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

●約款別表●

別表2

1. 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、3 に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 異常分娩

「異常分娩」とは、平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2013 年版) 準拠」に記載された分類項目「分娩 (基本分類コード O80 から O84 をいいます。

3. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかをいいます。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

4. 在宅医療

「在宅医療」とは、被保険者が病院または診療所(医療法に定める日本国内にある病院または診療所をいいます。以下、本項において同じ。)に、通院(医師による治療が必要なため、病院または診療所における外来、または往診により、治療を受けることをいいます。)が困難であると医師が判断し、かつ、計画的な医学管理のもとに医師または医師の指示による看護師、保健師、理学療法士等が定期的に被保険者の居宅等を訪問して、5 に定める公的医療保険制度を利用した診療または看護等を行うことをいいます。ただし、5 に定める公的医療保険制度を利用した診療または看護等が、次の各号のいずれかである場合は「在宅医療」としません。

- (1) 6 に定める医科診療報酬点数表に定める『在宅医療の「在宅患者診療・指導料」』のいずれの区分番号にも該当しない場合
- (2) 6 に定める医科診療報酬点数表に定める『在宅医療の「往診料」』に該当する場合
- 5. 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律
- 6. 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

7. 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

8. 骨髄移植術

「骨髄移植術」とは、組織の機能に障害がある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

9. 骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術

「骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取手術」とは、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞または末梢血幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術または末梢血幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

別表 20 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 1 眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (4) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失ったもの
- (7) 1 上肢の用または 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの
- (8) 1下肢を足関節以上で失ったもの
- (9) 1 下肢の用または1 下肢の3 大関節中の2 関節の用を全く永久に失ったもの
- (10) 10 手指の用を全く永久に失ったもの
- (11) 1 手の第1指(母指) および第2指(示指) を含んで4手指を失ったもの
- (12) 10 足指を失ったもの
- (13) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害が永久に残ったもの

(備考)

- 1. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
- 2. 耳の障害 (聴力障害)
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオージオメータで行います。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、

1/4(a+2b+c)

の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。ただし、器質性難聴に限ります。

- 3. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

5. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭または人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- 6. 手指の障害
 - (1)「手指を失ったもの」とは、第 1 指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 - (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

7. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

8. 脊柱の障害

- (1)「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2)「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

別表 28 健康区分

健康区分は次のとおり判定します。

健康区分 1	保険料率が引受基準緩和体保険料率の被保険者		
健康区分 2	保険料率が標準体保険料率で、健康診断の結果の提出がない被保険者		
健康区分 3	提出された健康診断の結果が、下表に定める健康診断の項目において、ひとつでもCに該当する項目がある被保険者		
健康区分4	提出された健康診断の結果が、下表に定める健康診断の項目において、すべて B に該当するか、または、A と B に該当する項目がある被保険者		
健康区分 5	提出された健康診断の結果が、下表に定める健康診断の項目において、すべて A に該当する被保険者		

表 健康診断の項目による判定基準

①被保険者年齢が40歳未満の場合

健康診断の項目		Α	В	С	
BMI		18.5以上22.9以下	23.0以上24.9以下	左記以外	
血圧	収縮期 (最高)	129以下	130以上139以下	左記以外	
	拡張期(最低)	84 以下	85 以上 89 以下	左記以外	
尿糖		(-)	(±) 以上		
尿蛋白		(-)	(±)	左記以外	

②被保険者年齢が40歳以上の場合

健康診断の項目		Α	В	С	
BMI		18.5以上22.9以下	23.0以上24.9以下	左記以外	
血圧	収縮期 (最高)	129以下	130以上139以下	左記以外	
	拡張期(最低)	84 以下	85 以上 89 以下	左記以外	
尿糖		(-)	(±) 以上		
尿蛋白		(-)	(±)	左記以外	
中性脂肪		30 以上 149 以下	150以上299以下	左記以外	
肝機能	GPT	30以下	31 以上 40 以下	左記以外	
	γGTP	50 以下	51 以上 80 以下	左記以外	
糖代謝	HbA1c	5.5以下	5.6以上5.9以下	左記以外	
	血糖	99 以下	100以上109以下	左記以外	

(備考)

- 1. 被保険者年齢は、被保険者が健康診断を受診した日を含む保険年度の契約日または年単位の契約応当日時点の被保険者の満年齢によります。
- 2. 提出された健康診断の結果に BMI の記載がない場合でも、体重および身長の記載があるときは、BMI は体重 <kg>÷(身長<m $>)<math>^2$ で計算するものとします。小数点第二位以下の端数が生じる場合には、端数を四捨五入します。
- 3. 血圧の測定値が複数回記載されている場合には、最後の測定値により、健康区分を判定します。

別表 29 還付率

各健康区分の還付率は次のとおりです。

				還付率		
健康区分		1	2	3	4	5
加加及老ケ蛉	40 歳未満	なし	なし	3%	8%	10%
被保険者年齢	40 歳以上	なし	なし	8%	18%	20%

(備考)

被保険者年齢は、還付の対象となる保険年度の契約日または年単位の契約応当日時点の被保険者の満年齢とします。

		主な保険用語のご説明			
あ行	受取人	給付金を受け取る人のことをいいます。			
か行	解約	契約者が保険期間の途中でご契約を消滅させることです。解約すると以後の保障はなくなります。			
	給付金	被保険者が入院したときや手術を受けたときなどに当社からお支払いするお金のことをいいます。			
	契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える、毎年の契約日に対応する日のことをいいます。また、月単位の契約応			
		当日といったときは、毎月の契約日に対応する日をいいます。			
	契約者	当社と保険契約を締結し、ご契約上の権利(契約内容の変更の請求権など)と義務(保険料支払			
		義務など)を持つ人のことをいいます。			
	契約年齢	契約日における被保険者の年齢のことをいい、満年齢で計算します。			
		(例) 30 歳 8 ヵ月の被保険者の契約年齢は 30 歳となります。			
	契約日	契約年齢や保険期間などの計算の基準日となる日のことで、通常は責任開始日の属する月の翌月1日			
		が契約日となります。			
	更新	保険期間が満了したときに、健康状態にかかわらず、所定の年齢まで保障を継続できる制度のことをいい			
		ます。契約者からお申出がなければ自動的に更新されます。			
	告知	ご契約の申込みに際して、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など、当社がおたずねする重要なこと			
		がらについて、ありのままをお答えいただくことです。契約者(被保険者)には、告知をしていただく義務			
		(告知義務) があります。			
	告知義務違反	告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、当社は「告知義務違反」として、ご契約を解除す			
		ることがあります。			
さ行	失効	保険料の払込みの猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。			
	支払事由	給付金をお支払いする場合のことをいいます。			
	責任開始期(日)	当社がご契約の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始 いいます			
	L/ \2 #0 F3	しいます。			
は行	払込期月	第 2 回以後の毎回の保険料を払込みいただく月のことで、月単位の契約応当日の属する月の初日から			
	++ /□ (A-+/	末日までの期間のことをいいます。			
	被保険者	生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。この保険では、契約者と被保険者が同			
	/ 右ば	一人の場合のみ取扱います。			
	復活	失効したご契約をもとに戻すことです。復活にあたっては、あらためて告知をしていただきますが、健康状態			
	/□『仝≡⊤ ⊻	などによっては復活できないこともあります。			
	保険証券	ご契約の給付金額、保険料、保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。			
	保険料	保障の対価として、当社に払込みいただくお金のことをいいます。			
	保険料率	給付金額に対する保険料の割合のことをいいます。適用される保険料率により同じ年齢・性別・保障内容でも保険料が異なります。			
±/=		谷でも保険料が異なります。 給付金の支払事由に該当しても給付金をお支払いしない場合のことをいいます。			
ま行					
や行	約款	ご契約についてのとりきめを記載したものです。			

楽天保険の総合窓口(ご契約者様およびご加入を検討いただいているお客様専用のお問い合わせ窓口)		
保険に関するお問い合わせ	保険金・給付金の請求(保険金・給付金ダイヤル)	
0120-977-010(無料)	0120-977-002(無料)	
受付時間 9:00~18:00(年末年始を除く)※当社委託先が承ります。		

取扱代理店(お問い合わせ先)

楽天生命保険株式会社

東京都港区南青山 2-6-21 楽天クリムゾンハウス青山 〒107-0062 https://www.rakuten-life.co.jp/

1-2023-055 (2024.4.1) 120-287-02-2404